

随意契約（相手方指定）調書

件名	西新井橋野球場ベンチ移設業務委託	No.5200766
工（納）期	令和6年3月29日	
契約締結日	令和6年3月7日	
契約金額	1,787,500円（消費税込み）	

契約相手方	有限会社富田商会 (法人番号：4011502010093)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

## 業者選定理由書

件名	西新井橋野球場ベンチ移設業務委託
指定業者 (案)	名称 有限会社富田商会 所在地 東京都荒川区西尾久二丁目24番2号 代表者 代表取締役 富田 克宏
指定理由	<p>本件は、西新井野球場の利用者の安全確保を図るため、ベンチを安全な場所に移設するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>野球場利用者が試合中に待機する当該ベンチは、フェアグラウンドから距離が近く、強いファールボールがベンチに飛び込む危険性が懸念されている。これを踏まえ、仮設で防球ネットを設置するなど防御措置を講じてきたが、昨年末にファールボールが利用者に当たる事例が発生したことから、利用者の安全を確保するため、利用頻度が増える令和6年のシーズン前に早急に当該ベンチを移設する必要がある。</p> <p>過去3年間において野球場に係る修繕を実施した業者は、上記業者のみであり、また、上記業者は過去に西新井野球場における修繕を実施しており、当該ベンチの設置状況等を熟知していることから、迅速かつ確実な履行が期待できる。</p> <p>以上の理由から、早急な契約締結、及び限られた期間内での確実な履行を担保するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）を適用し、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 （緊急の必要により競争入札に付することができないとき）